(公印省略) 丹子支第 106号 令和2年5月26日

アフタースクール利用 登録児童の保護者の皆さま

丹波市長 谷口 進一

6月1日からのアフタースクールの実施について(お知らせ)

現在、5月31日までの小学校の臨時休業延長を受け、アフタースクールについては、 利用できる児童や開所時間を限定して実施しています。

6月1日(月)からの学校の再開により、アフタースクールについても通常通り開設することとします。

●利用できる児童について

アフタースクールの<mark>利用登録(通常利用のみ)</mark>がある児童<mark>(1~6年生)</mark>

- ※<mark>6月の利用予定につきましては、5月29日午後5時までに利用予定表をアフター</mark> スクールにご提出ください。
- ※アフタースクールにも、利用予定表の様式を置いていますので、直接、お越しいただき、その場で書いてご提出いただいても結構です。
- ※開所時間は下校から 18 時までです。

<u>延長保育(最大19時まで。1回800円。)はできるだけ事前にお申し込みください。</u> 分散登校で朝から登校しない児童は、8時から登校までは預かることとしますので、 利用したい方はアフタースクールにご連絡ください。

- ○利用の登録が無い児童及び、長期休業中のみ利用登録の児童については、利用したい場合、一時預かり(1回1,000円)の利用をアフタースクールにお申し込みください。
 - ・送迎は必ず保護者やおうちの方でお願いします。
 - ・可能な限り、マスクを着用させてください。
 - ・実施中に子どもが体調不良になった場合(体温が37.5 度以上など)は、 保護者の方にすぐに連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。

(お問合せ) 健康福祉部 子育て支援課 TEL 88-5751

アフタースクール利用予定表

提出用 提出期限 5 月29日(金)

6月分

切り取り

線

児童名

日 付	曜日	利用する・しない	迎えに来られる方
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	B		
29	月		
30	火		

合計 日

- ※利用する日は〇、利用しない日は×を記入してください。
- ※期限内に左半分(提出用)を提出して下さい。
- ※迎えに来られるご家族の続柄を記入してください。

アフタースクール利用予定表

家庭用

提出期限 5 月29日(金)

6月分

児童名

日付	曜日	利用する・しない	迎えに来られる方
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21			
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		

合計 日

※利用日の変更は、必ずアフタースクールへ 連絡をお願いします。